

# 第6回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場 総合対策検討委員会

日時：平成17年2月4日(金)

15:15～17:00

場所：パレス宮城野 3階「千代の間」

## 1. 開 会

司会 定刻になりましたので、第6回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会を開催いたします。

本日の委員会には、彼谷委員から欠席の御連絡をいただいております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

別紙の配付資料一覧の方をごらんください。事前に送付させていただきましたのが、会議次第と資料1健康調査結果についてでございます。それから本日配付いたしましたのが出席者名簿と、資料2として焼却施設敷地内に放置された廃棄物の撤去についてでございます。そのほかの専門部会で配付した資料については、必要に応じて活用願いたいと思います。

これより議事に入りますが、規定により犬飼委員長に議事をお願いいたします。

なお、御発言の際には、御面倒でもマイクを御使用くださいますよう御協力をお願いいたします。

## 2. 協議事項

司会 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

犬飼委員長、よろしくをお願いいたします。

犬飼委員長 それでは、全体会を開催させていただきます。

式次第が皆様に配られていると思いますけれども、協議事項として健康調査結果について、それから専門部会における検討結果について、その他というふうになっております。2時15分からということですが、1時間おくれて、多少後半おくれるのはいいんですけれども、この部屋自体が5時まで借りているということですので、進行に御協力をお願いいたします。

### (1) 健康調査結果について

犬飼委員長 最初に、健康調査結果についてということで、皆様に資料をお配りされていると思いますけれども、角田先生にアンケート調査をしていただいたものです。これについて、事務局から御説明をお願いいたします。

健康対策課長 それでは事務局の方から御説明をさせていただきます。

お手元に角田先生から検討委員会あてに説明の要旨というものと報告書(案)というものが配付されておるかと思いますが、それに基づきまして御報告を申し上げたいと思います。

本日は、本健康調査に係るアンケートの分析、解析を行っていただきました角田先生につき

ましては、この場に御出席をいただきまして御説明をいただく予定としておりましたところですが、お仕事の都合によりましてどうしても出席できないということですので、事務局の方から御報告を申し上げたいと思います。

初めに、本調査を実施するに当たりまして、守る会の皆様、そして地元住民の皆様方に多大なる御尽力、そして御協力を賜りましたことにつきまして改めて感謝を申し上げたいと思います。

それでは、お手元に配付をさせていただいております角田先生からの「2004年度調査の分析結果報告書に係る説明要旨」に基づきまして御説明を申し上げます。それから報告書（案）の方を随時参照しながらお願いしたいと思います。

本健康調査につきましては、昨年10月25日に開催されました第4回本検討委員会におきましてその実施が決定されたことを受けまして、実施したものでございます。調査の手法につきましては、平成13年、2001年7月に住民の要請を受けまして、宮城民医連環境公害委員会が行いましたQ E E S I問診票によります調査の追跡調査を行うということとなったことから、前回と同様の問診票を用いることといたしまして、それから新たに住民の方々から御要請のありました調査項目を追加いたしまして、お手元の健康調査の分析結果報告書（案）として取りまとめられたものでございます。アンケート用紙につきましては、報告書（案）の22ページ以降に資料1及び資料2として添付しておりますのでごらんいただきたいと思っております。

本アンケート調査に基づきまして平成16年11月上旬に前回の調査対象者101名の方々と、今回新たに調査を希望する方々を対象に調査を実施したものであります。アンケート回収後における分析及び評価につきましては、前回の調査の分析を行っていただきました角田先生にお願いしたものであります。アンケート調査の配付でございますが、竹の内地区の約800戸の全世帯に配布をお願いいたしまして回収をしたということでございます。

それでは、角田先生から御提出いただきました健康調査の分析結果報告（案）の内容につきまして、要旨に基づき御説明をさせていただきます。

まず、調査対象者といたしまして、住民の方々との協議をさせていただきまして、前回の調査協力者101名の方々と周辺に、おおむね600メートルぐらゐを実施していますが、居住する住民の皆様方の調査を、希望する方々ということでアンケート調査の協力を呼びかけまして、今回410名の方々からアンケートに御協力をいただいたところでございます。追跡調査の対象であります前回調査の協力者である101名につきましては、80名の方々から御協力をいただきました。残念ながら2名の方々については、前回の調査との比較について御承諾を得ることができ

なかったということで、追跡調査としては78名を対象に分析をされております。また、今回新たに330名の方々から調査への協力をいただいたことから、2004年度の調査は合計410名を対象として分析を行っております。

報告（案）の内容としては、大きく2001年と2004年の比較、これは報告書3ページから9ページまで記載されております。それから2004年度の調査、これは10ページ以降になりますが、分けて記述されております。さらに、前回調査において産業廃棄物施設から500メートル未満の居住者と、500メートル以上離れて居住する人で差が出るということがわかっているということから、100メートル、300メートルで区切って検討されたようでございますが、100メートル、300メートルで区切りますと差が出にくくなるということで、距離を500メートルで区切って二つの居住区分に分けて検討をされております。

報告書の20ページの報告のまとめにも記載されておりますが、2001年度調査と2004年度調査の比較では、(1)の でございますが、化学物質曝露に対する反応性が500メートル未満に居住する住民において、500メートル以上に居住する住民に比べて高くなっており、症状点数も500メートル未満に居住する住民で多くなっています。

といたしまして、気道粘膜症状では2001年、2004年の両年、認識症状、皮膚症状では2004年において500メートル未満住民で多く、500メートル未満に居住する住民で化学物質過敏症が非常に疑わしいと判定される住民数が増加しています。

、以上により、3年間にわたる慢性的な曝露が化学物質に対する過敏性を高めていると考えられましたということでございます。

(2)2004年度詳細につきましては、 といたしまして、500メートル未満に居住する人は各症状の訴えが多い傾向があり、気管粘膜症状、心臓・循環器では500メートル未満居住住民に症状の訴えが多く見られました。

といたしまして、眼球粘膜、気道粘膜、皮膚における刺激症状の訴えや粘膜刺激により、知覚神経が興奮して誘発される頭痛、吐き気、めまいなどの訴えが多く見られました。このことから、粘膜・皮膚が何らかの刺激物質で刺激されて、症状が誘発されている可能性が推測されます。

といたしまして、新たに加えた症状問診では、目やに、涙の出やすさ、喉のいらいら、咳・くしゃみ、風邪の引きやすさが500メートル未満に居住する住民で多く見られました。

といたしまして、日常生活の中で空気が臭いと感じている住民は、500メートル未満に居住する住民で多く、その臭いは産廃施設から発生するガスであると感じている住民が500メー

トル未満に居住する住民で多く見られました。

以上の調査分析結果から、産業廃棄物施設より500メートル未満に居住する住民では、3年前に比べて症状の程度には大きな変化は見られませんが、慢性的な気道などの粘膜を刺激するガスの影響が続き、それに起因する症状が続いており、さまざまな化学物質に対して過敏になりつつある傾向があると考えられました。

結論といたしましては、何らかの粘膜刺激性のある化学物質が産廃処理施設から発生し、周囲の住民に粘膜刺激症状及び粘膜に分布する知覚神経興奮によって、間接的に生じるさまざまな症状が惹起させられている可能性が考えられます。

村田町住民の未来に対する影響も考慮して、今後も十分な調査と対策を実施する必要があると思われる。さらに、上記の状態から考えて、発達過程にある小児、胎児（妊婦）に対しては、今後も十分な配慮が必要と思われます。

以上が、角田先生に分析評価をお願いし、提出されました村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場周辺住民に対する健康調査の分析結果に関する報告書（案）の概要であります。

本日お示しをいたしました報告（案）につきましては、案として御報告いただいたものを報告させていただきました。委員の皆様方には大変申しわけないと思っておりますが、本報告書（案）の内容、分析方法、数値等についての御疑問、御意見等につきましては、分析を委託しております角田先生とも協議をさせていただき、本委員会での結果を踏まえて最終報告書としてまとめさせていただきたいと考えていますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

犬飼委員長 今、御説明いただきましたし、分析結果報告書、これは案のようですけれども、事前にお配りしていただきましたので目を通していただいたかと思えますけれども、説明あるいはこの報告書（案）について、何か御質問だとか御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

今の御説明で、何か調査を希望する人からアンケートをいただいたというふうなことでございますけれども、アンケート自体は全戸に配ったというふうに理解していいんですか。

健康対策課長 調査票の配布につきましては、県の方で1,000部ぐらい用意をさせていただいて、守る会の方々に御協力をいただいて各戸配布をさせていただいておりますので、全戸に配布をしているとお聞きしております。

犬飼委員長 守る会の方では全戸に配布したと、こういうことですか。

鈴木（庄）委員 ただいまの対象者の選定につきまして、県はどのような追跡の区分をとって

たのか。それから前回と比べて新しく300人ほど加わったという方はどの時期からの方なのか。それから前回と今回、つまり2001年と2004年でどういうふうに説明して、どういうふうに納得してもらってお願いしたのかという、お願い文みたいのが、両方の回に2回ともあるかどうか、もしあればお示しいただきたいと思います。対象論につきまして御質問いたしました。

健康対策課長 ただいまの鈴木(庄)委員の御質問でございますが、前回の第4回委員会で2001年に実施した対象者、これは守る会さんの方でやられた調査でございますが、そのときの対象者が101名いらっしゃいました。その方々に基本的に御協力をお願いするというのが一つでございます。もう一つは、それ以外にも健康に対する不安を訴えている方がといらっしゃるということがございまして、それではあの周辺の方々も対象に含めて今回調査したらいいのではないかとということで実施したものでございまして、先ほど申し上げましたように、前回、2001年、101名の御協力いただいた方には今回もということでお願いして、80名の方々に御回答をいただきましたけれども、2名の方は比較はちょっとうまくないというような御回答をいただいたので78名の方々の比較検討を行ったと。それ以外の330名の方が、2001年以外の対象者で御協力をいただいたということでございます。

それから、調査の協力のお願いの文と同意書ということでございますので、これは各委員に、基本的には調査票は前回と同じものを使いまして、それに添付したお願い文と同意書というものもありますので、それは後で御配付させていただきたいと思います。

犬飼委員長 2001年が101名で、今回80名というと、21名はどういうことになったんですか。

健康対策課長 その方々には今回調査協力が得られなかったということになるのかと思います。

犬飼委員長 配布はしたけれども、調査協力をもらえなかったということですか、それともこの3年の間に転出されたりしたということもあるんですか。

健康対策課長 その辺につきましては、守る会さんの方が詳しいかと思いますが、多分そういう方もいらっしゃるんだろうと思います。

岡委員 ちょっとだけ補足させていただきたいと思います。

前回は、かなり短い期間です。周辺の人に全部でアンケート用紙を配って、回収して101名だけ集まったと。それを提出してもらったということ、これは無差別です。今回寄井という、症状がある部落を中心にして、それと隣接する各部落の比較的近い層に全戸配ると。その家庭でも大体20歳以上の人にやってもらおうかということで、大体1軒で3枚ぐらいとか、やっていただいております。かなり全体に配ってやりました。前回のときは、なかなか協力を得られ

なかったところもありまして、今回は比較的全部好意的にやっていただきました。そういうことで400何ぼです。

前回101名の人数の中で、今回80名ですか、これは転出があります。あそこの臭いが嫌だと言って出ていく人がかなりいます。今でもまだいろいろ出ています。そういうことでかなり少なくなっていることとか、あとは就職でその地域を離れた方たちがいるので少なくなっているということです。

犬飼委員長 これは、報告書（案）になっているわけですがけれども、報告書（案）に基づいて説明要旨が書かれたということですから、この報告書（案）はいつ確定するということになるんですか。

健康対策課長 今回出されました報告書（案）につきまして、検討委員会の委員の方々の御意見とか、御質問とか、そういうのが多々あるんだろうと思います。そういった御意見につきましては、まことに勝手に申しわけなく思っておりますが、私ども健康対策課の方にファクスなりを送っていただければ、それをもとに分析をいただきました角田先生と協議をさせていただきまして、その結果を検討委員会に報告をさせていただいて、最終報告書にまとめたいというふうに考えております。

鈴木（庄）委員 対象者につきまして、よく村田町の当該地区の地図が示されておりますが、この場合もその地図と一緒にいただいて、どの地区、集落から何人加えられて、分母がどのくらいで、これに記入してください。そういう詳細な対象者の分布とそれから回収率ですね、それがいいと思います。対象地区を限定するというおそれが出てきますので、先ほど事務局からの話だと、症状が多い人と思われる方から310名新たな患者が出ているということと、症状の多い人は310人がかなり加わったという事実のみで、誤解を招くと思います。おそれがありますので。

健康対策課長 ただいま鈴木（庄）委員から、410名の方々の距離がどのぐらいのところに居住しているかというところを明確に、前回の2001年のとき確かそういう資料が入っていたと思いますので、その辺は可能な限り対応させていただきたいことと、先ほど対象者の年齢とか、そういった分析がこの案ではまだされておられませんので、そういったものが必要だということであれば対応させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

鈴木（健）委員 守る会の方で、先ほど言いましたように、500メートル周辺を全戸配布したと。各戸1名というようなことでなくて、20歳以上、居住する人についてはみんな書いてほしいというふうな回し方をいたしました。配布したのは600名でございますから、そのうちの410

名に協力していただいたので、大体回収率としてみれば67～8%というふうに思っております。

あと具体的には……

犬飼委員長 今のお話ですけれども、800戸と言わなかったですか。

鈴木（健）委員 いや、700。失礼しました。

犬飼委員長 800で、今600名に配ったということですか。

鈴木（健）委員 600名です。失礼しました。600名に配って、410名が・・・、こういうふうなことでございますから、回収率が67～8%ということでございます。私たち記憶だけで今言っていますので、あと角田先生の方からきちんと出していただければと思います。

いずれにしても、この結果につきましては、ここに集約されておりますように、14ページでしたか、大変頭痛とか目まいとか、あるいはまた吐き気とか、あとは喉が痛いとか、風邪を引きやすいとか、こういったことは私どもが通常実はもう生活の中でそういう経験、そういう状態に置かれているというふうに認識してもらって結構だというふうに思います。まさに、低濃度曝露という、長期的なやはり、いかに低濃度であってもそういう環境の中に住んでいれば、特に夜は大気が非常に落ちついていますから、寝室なんかにもさまざまな臭いが侵入するという状態がありまして、そういう現実の中、大変私どもは心配な生活をしているということでございます。

したがって、実は竹の内の住民の中でも5軒ほどもう既に引っ越した人もいますけれども、とにかく引っ越しを考えているという状況の中で、そういう現実もあらわれておりますので、やはりこれは待たなしで早急な環境回復のための対策が求められていると思いますので、本委員会においてもぜひそういう面における積極的議論を進めていただきたいと思います。

犬飼委員長 ほかに御意見はありませんか。

鈴木（庄）委員 細かい誤りじゃないかと思われるところがありますが、8ページの上から5行目から6行目、文書がありますが、「認識症状、皮膚症状では、2004年において500m未満居住例での症状あり例が有意に増えていた」、図の9と10を見ますと、ありが黒いところですが、2001年と2004年の500メートル未満で比べますと、22名から20名ということで数が減っているんですね。症状あり例が有意に増えていたというのが何かの間違いで、減少しているというのが正しいわけです。何かここは勘違いされているんじゃないかと思っておりますので、検討いただきたいと思っております。

健康対策課長 この辺は、ちょっと紛らわしい書き方になっているかと。ここは、2001年と20



04年を比較したものではなくて、2004年だけを言っているような感じがするんですが、その辺は角田先生の方と文章の校正を再度させていただきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

佐藤（洋）委員 14ページの図17の散布図ですけれども、これは対象者の数から比べると、点の数がかなり少ないように思われるんですけれども、これは重なりぐあいがあるってそういうふうに見えるのでしょうか。今、中身について鈴木（庄）先生からも御指摘あったんですけれども、そのこのところもちょっとサンプル数を考えるとサンプルの点が少ないのかというふうに思うんですが。

健康対策課長 この辺の書き方の基礎データがちょっと手元にないものですから、人数なのか、ダブリなのか、その辺をもう一度確認をさせていただきたいと思います。

そのほかにも多分この辺の文章がというところとか、図がちょっとわかりにくいとか、そういうところとか、あとはこういった点を追加してもうちょっと分析をしたらとかというような御意見が多々あるかと思しますので、先ほど申し上げましたように、この辺につきましては角田先生と協議をさせていただいて、なお最終報告までまとめさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

犬飼委員長 ほかにいろいろ御意見もあろうかと思うんですが、表などについて御意見のある人はいないですか。

私が気になったのは、19ページの図20ですけれども、これは角田先生に説明してもらえればなと思うんですが、この硫化水素汚染地区と非汚染地区の表がかいてあるわけです。これは本件の対象地域の調査ではありませんけれども、低濃度の被曝ということでこういう調査結果が出ているというふうなことで、低濃度でも非汚染地区と比べるといろいろな症状がかなり多く出ているというふうな表ですが、私が見て、例えば心臓疾患だとか、最初に書いてある耳・鼻なんかのところでも非汚染地区でも結構多くの方が症状が出ているのかなというふうな感じがちょっとしてまして、これと本件地区との、多い、少ないといったような問題も少し見ていただきたいなと思っています。

それから、これは大ざっぱに言うと、2001年と2004年ではどうも統計学的に対象者については、いろいろな症状だとか、そういうものについては有意差がないと。そして500メートル内外では有意差があるというふうなまとめでいいんでしょうか。

これについて、特段何か。はいどうぞ。

井上部会長 実は、ちょっと私自分の研究室にずっと帰っていないので資料をほとんど持って

いなくて、今ようやく見ている感じでなかなか内容がよくわからないところもあって申しわけないんですが、ずっと見させていただきまして、少し気になっているのは、2001年あるいはその前、確かにひどい時期が随分あったわけです。最近はそのころに比べればかなり改善されてきてはいるのは、これはもう実際にそうだとこのことが言えるんだと思うんですけども、低濃度曝露に関しては私もちょっとわかりませんから、何とも言えないんですが、当時、かなり大きな被害を受けているときと、現状は、確かに長い間曝露されてきているわけですが、濃度がある程度低くなってきたりしますと、硫化水素についてみると、体内消費等も含めていろいろな改善策が少し考えられると。これは硫化水素だと考えればそうで、ほかの臭いのことも考えなければいけないところもあるんですが、硫化水素についてみるとそういうことがあって、ある程度改善はされてきているのに、逆に症状は悪くなっているというところが、少し解せないなという感じ。これは私の印象なんです。

だから、印象で余り話をしてはいけないんですが、もう少しそういう意味では疫学調査がもしこれが案がとれたとして、これだけきっぱりと低濃度曝露による影響があるということになれば、もちろん認識を変えないといけいなんですが、我々が一般的に考えている当時の、多分私はそのときはそこに行ったことはないからわかりませんが、かなりひどい状態から今のような状況になるまでの間に、これだけ改善されたにもかかわらず、症状はむしろ逆の経過が出ているところが理解に苦しむところが若干あるんですね。これは私が体験していないから言うのかもしれないんですが、そういう印象を今見た感じでは受けているということです。

阿部委員 その点は、先生もおっしゃったとおり低濃度慢性曝露についての、これまでの実証というんですか、それがありませんから、そういうことがないということ、濃度が減ったからといって、濃度が少なくなったからといって、そのような症状が出る人がいるのではないかという、そこは先生の推測を前提としての意見でありますから、ここは疫学の調査が出て、それが調査の仕方としても正しいんだと、結果としても正しいんだということであれば、やっぱりそれを前提にして対策を講じる必要があると。その認識はそういう出発点ですね、そういうことでなければならぬというふうに思っております。

犬飼委員長 佐藤委員。

佐藤（正）委員 この調査が始まる時に、実は住民アンケートによる健康調査というのは3回目なんですね。それで2回ともほとんどガスの影響が考えられるよというふうな結果が出ていまして、今回も出るとは私は思いませんでした。井上先生みたいにガス濃度が下がっているような気がする。だから、今回は余りいい結果というか、悪い結果というかわかりませんが、

そういうふうな結果は出ないのではないかとということで、横の方でちょっと引いて今回の調査だけは見えています。

ところが、出てしまったんですね。前と同じだよ、前よりひどいよ。そこで考えたのは、これは要するに硫化水素だけではないんでないか。複合汚染か、それとも我々がつかんでいないガスの汚染があるのかというふうに考えたわけです。それは地域に住んでいる人間として当たり前のことだと思うんですよ。何か我々が見つけていないもっと悪いのがあるんでないかと。むしろそっちのほうを本気になってやってもらわなければならない。硫化水素濃度がだんだん下がっているんだからおかしいよなというふうなとらえ方では、これは地域住民は納得しませんね。そんなことを思いました。

犬飼委員長 佐藤委員、今の過去2回やったというのは、角田先生のが1回と、あとT H Iというんですか。

佐藤（正）委員 県でやったんですね。

原田委員 今までの井上部会長の話とか、佐藤さんの話とかいろいろ聞いてみて、あと角田先生のコメントを読んで、私が今読んでいる論文の内容とちょっと関係があるんじゃないかと思うんです。といいますのは、硫化水素は蓄積性の毒物であるかどうかという問題なんですね。今までは、硫化水素は非常に体内でも分解が早いと。それで非毒性の物質として体外に排出されるから、蓄積性はないということがA T S D Rとか、あるいはE P Aとか、そういった公の機関では出されているわけです。ところが、最近になって、それは少しおかしいんじゃないかと。硫化水素が体内で非常に迅速に分解するということに対する疑問が呈せられて、要するに金属を含んでいる酵素に対する毒性が非常に硫化水素は強いわけです。硫化水素が阻害するような酵素はほとんど金属を含むか、酵素反応に金属が介入するようなものがほとんどなわけです。

そうしますと、体内で硫化水素が迅速に分解するということは、非常にクエスチョンマークだと。蓄積するんじゃないかと、そういう知見がそろそろ出てきているわけです。この硫化水素の毒性は蓄積性があるか、ないかということに対しては、非常に新しい知見でありまして、この角田先生のコメントを見ますと、汚染状況はそんなに悪くなっていないけれども、症状の方は、前よりも明らかに統計的に有意の差で悪くなっているということは、蓄積的なものが出ているんじゃないかと、私はちょっと思っていたんですけども、かなりこの発言には勇気が要ることです。

それから、先ほど佐藤正隆さんが言われた、ほかの有害物質も当然いっぱい入っているわけ

ですね。あの悪臭物質に限らず。そういったものの、要するに低濃度で長期曝露における影響というのは、今は非常に問題になっているところなんです。残留性の有機化合物の影響とか。ですから硫化水素も恐らく重要な顔ぶれになっていくんじゃないかという気はしています。

犬飼委員長 原田委員、ただこれを読めば、先ほどちょっとまとめたように、2001年と2004年を比較して非常に悪くなっているという今御発言をされましたけれども、そういうふうな結果報告にはなっていないと思うんですよ。

原田委員 井上委員がさきに言ったことを・・・。

井上部会長 私が言っているのは、ここの報告ではこうなっていると聞いたんです。

犬飼委員長 むしろ井上委員が言われたのは、ガスの汚染が割と低くなっているにもかかわらず、症状等は変わらないというか、前と同じか、一部悪くなっているというところもあるというふうなことだったと思うんです。原田委員が今言われたのは、何か非常に悪くなっているということを前提にお話しされたようなので、そういう報告にはなっていないんじゃないかということですよ。

原田委員 まとめのところを二、三度読めば、角田先生がどのようなことをコメントされているかわかるんですけども、「それに起因する症状が続いており、さまざまな化学物質に対して過敏になりつつある傾向があると考えられる」という、ここら辺に関係するんじゃないかと思って申し上げたんです。

佐藤（洋）委員 先ほど井上先生から出た話というのは、調査のデザインにも私は関係するよように思うんですね。さっき佐藤さんがおっしゃったTHIの、過去と現在を、調査のときの現在を比べるような形で、それは明らかに差があって、過去に曝露があって症状があったということは明らかです。この調査は、やり方としては化学物質過敏症の調査方法をとっているわけで、ある意味では現在の曝露のレベルを余り気にしていないというか、そういう形の調査ではないわけです。むしろどういう症状があって、人の側の感受性の問題をとらえているわけです。ですから、そういうガスの濃度が下がったからといって、必ずしも症状がなくなるということをとらえるためのデザインにはなっていないように思うわけです。そういう意味では、こういう結果が出てもある意味では当然だろうなというふうに私は思っております。デザインを考えないと、結果の解釈というのはかなり難しくなることだろうと思います。

犬飼委員長 どうもありがとうございました。

あと、議題としては専門部会の報告があるわけですけども、専門部会でいろいろ調べてもらっているものについては専門部会で一定の評価をしてもらって、そして後で報告をしてもら

って全体会として議論するということですが、健康調査問題についてはここで議論をして、一定の評価をするというか、この報告書について一定の評価をした上で、それら全部を合わせて、そろそろ対策というか、そういうものも考えなければいけないと思うわけですが、それは今回の報告書、健康調査報告書等を一定のこういう報告が出たという前提で対策を考えるということになると思うんです。

そういう意味で、一度専門部会の方から御報告をいただいた上で、その他で今後どうするかということをお考えですか。この段階でもしも傍聴者のお二人、何か発言があればください。

大橋 廃棄物処分場問題全国ネットワークの事務局長の大橋でございますが、処分場周辺、あるいは不法投棄現場周辺における健康被害問題というのは、非常にどこの地域でもそれを突きとめるのに難渋しているという実態が聞かれます。ここでも今お話しのとおりなのがいろいろこれからも展開されると思うんですが、私が環境省にも、旧厚生省時代から再三にわたって言っているんですが、一定の健康被害がその地域に認められたようなときには、自治体に指導して本格的な疫学調査をモデルケースでもいいから、典型事例などについてはやったらどうかということを書いてきて、それはそう簡単にいっていないわけですが、ここでは日本でも指折りの不法投棄重大事件になっておりますから、何とか今角田先生の報告案をめぐってされている議論、これはまだなかなか突き詰めていくのに簡単じゃないと思うので、県が本腰を入れて周辺の疫学調査と言えるだけのものをした方がいいんじゃないかなと思います。

もう1点は、私はこの間茨城の毒ガス問題の神栖町へ行って、被害者の方々といろいろ話をして資料も見せてもらってきたんですが、その人たちは神栖町で140何名ですか、環境省のマークの入った医療手帳というのをもらっているんですね。それは医者、一切ただということなんです。既にもう何年も前から被害者と言わざるを得ないような人が相当数出たり、引っ越しまでしているという状況がありますと、私は所管の保健所等が一生懸命もっと詳細調査して、そういう医療手当て、医療に関する行政としての手当ての対策を講じる必要があるのではないかと、考える必要があるんじゃないかなというふうに御提言申し上げます。

## (2) 専門部会における検討結果について

犬飼委員長 それでは、次の議題に入らせていただきます。

専門部会の今日の御報告をまとめたものをここで発表をお願いいたします。

井上部会長 皆様、この前の会議のときの処分場の現状評価に関する検討報告の論点整理表というのを持っていらっしゃいますでしょうか。オブザーバーの方も持っていらっしゃったらそ

れを使ってください。それに沿って今日の議論をまとめたことを、もうほとんど全員いらっしやいましたので、多分論点は大体わかっていただけたと思いますけれども、確認の意味を含めて御報告を申し上げたいと思います。

まず、硫化水素発生量評価及び埋立層内での反応評価というところは、基本的には検討項目で、あるいは調査の実施と結果をまとめさせていただいたんですが、これでよかったかと思うんですが、御意見がございました。一つは、固定化された硫化物、それから溶存の水に溶けている二酸化炭素といったようなものを測定して全体量を把握する必要があるのではないかという御意見が出てまいりました。

それから、長期モニタリングの点につきましては、特に「ゼロサプレッション」、0ppbから50ppbの間のゼロサプレッション、いわゆるその部分は精度的には保証できないという点に関しては、今後、低濃度が非常に重要なので、この低濃度のモニタリングができるようなことを考えてほしいということが出ましたけれども、実際にはその程度の濃度をはかるというのはかなりエネルギーをたくさん使ってしまう。現状ではなかなか難しいという問題がございますという点がまず第1点。

それから水分の影響については、もう1点は、この問題で大きな点は水分の問題があって、測定値に誤差が出てきたり、本来ならば出ていないものが測定値として出されているということがございましたけれども、その部分を含めて湿度の影響を検証する、実証した上で湿度の影響を確認するので、それを待ってほしいということでもございました。

覆土によるガス排出防止対策の評価に関しましては、専門部会の中では覆土は一定の効果は認められるということでしたけれども、法面については考慮が必要だと。また、オブザーバーの方からは、覆土効果については不完全だという御意見でございました。

次に入ります。 、ここでは今の問題にも、先ほどの健康問題にも少々関連しているところもございしますが、低濃度、微量濃度での健康影響に関する報告がございます。これは、原田委員から出された文献ですが、その文献があるという御紹介がございました。今後、それについては原田委員からはきちっと出していただきまして、私どもも読ませていただきたいと思います。そういう報告があるということで、今後低濃度についての部分も評価をしておく必要があるということかと思えます。 についてはそういうことかと思えます。

ガス状物質に関する評価というところでは、全体のガスとしてはわずかであるが減少傾向にある。ただし、プラスチック等の分解について、これはなかなか難しいところがあるんですが、今後、専門部会等で追及しておく必要があるのではないかという御意見がございました。

それから全体で、ベンゼンが出てきているという問題が出てきている、内部で測定されるということがございますので、それを考慮してほしい、検討してほしいという御意見でございました。

それから、先ほどのプラスチックの分解等は難分解性、すぐに分解するわけではないものですので長期的な視点で対策も必要になるのではないかと、そういった御意見がございました。

次のページでございます。でございます。

浸出水対策に関する評価、これは最初のところが地下水流動という、流動状況調査のところですが、全体的には田村先生の報告に、専門部会としては了解をしていただいたと思うんですが、特に表面流量以外の流れも見積もってほしい。それから後背地、埋立地の裏の方の山の部分からの地下水への移動及び流動状況をもう少し明確にして埋立地に入ってくる流量、それから出ていく流量等も今後監視しておく必要があるのではないかと御意見でございました。

浸出水につきましては、別段の御意見はございませんでした。

有害物質に関する評価となっておりますが、これは有害物質の評価というよりも、今回の報告では埋立廃棄物量等の調査という形で報告が出されました。有害物質等の調査についてはまだボーリングコアの分析がされていないので、その件は次の会議のときになるかと思えます。面積、それから埋立量について、その量が届け出られた埋立地の量、それから面積を大きく上回っているということです。この量の出し方については、専門部会としてはその計測方法についてはほぼ妥当ではないかということでございますが、御意見としてもっと多いはずだということがございますので、この点については引き続き量的な把握がこれでいいかどうかということは、そういう御意見がありますので最終的には決着を、これでいいかどうかという判断を専門部会の中できっちりとしておく必要があるかと思えます。

それからもう一つは、こういう届出に対して、大量の埋立物が入ったことに対する県の責任の話があったわけですが、その点については県の責任というのは、何と云えばいいんでしょう。県はこの事態に対して深刻に受けとめているという御意見というか、事務局からの報告だったというふうに思います。以上です。

犬飼委員長 専門部会の報告事項は、式次第でござんいただくとはわかるんですけども、7項目の調査結果が今説明がありました。ダイオキシン類の件については御報告がありませんでしたけれども、調査結果としては7項目について調査をして報告をしていただいたと。この中で、有害物質分布等調査、発生ガス等調査、硫化水素モニタリングについては中間報告ということで、最終的な報告はいつごろになるか、事務局に聞きたいと思えます。おおむね7~8割方は報

告ができたのかなというふうに思っております。

ダイオキシン類の汚染範囲調査結果について、事務局の方から御報告いただけますか。

事務局 ダイオキシン類の汚染範囲の調査結果は資料7でございますが、これにつきましては調査いたしました周辺地域においてはダイオキシン類の汚染は認められなかったと、これは土壤環境基準以上の汚染は認められなかったという結論でございます。

犬飼委員長 周辺というのは、処理施設がありますね。その部分でも基準は超えていなかったということですか。

事務局 資料7の部分につきましては、15年の段階で土壤にダイオキシン類が、土壤環境基準以上のものがあるというのが見つかった点の周辺の部分だけのものがございます。

犬飼委員長 以上、御報告ありましたけれども、これについて御意見あるいは御質問も含めてですが、ありましたら言ってください。

佐藤（正）委員 ダイオキシンのお話ですが、手元にこういうふうなのが出来ていて、この前の県議会でも早速撤去しますというふうなお答えをなさっているということで、片方では周辺部でオーバーしたところはありませんでしたということなので、二つの調査があるのか。何かそこなんですよ。わざとそういうふうに分けて隠しておられるのかと我々は思ってしまうということなので、時間も迫っているので別に隠し立てしないでこのとおりですというふうなおっしゃり方をしていただいた方が仕事は早いと思います。

事務局 ただいまのダイオキシンにつきましては、前回の専門部会の方で調査いたしますというものの結果だったので、その部分だけになってしまったということございまして、焼却炉周辺の全体につきましては、この後、その他のところで御報告する予定だったんですが、もしよろしければ……。よろしいですか。

では御報告を申し上げたいと思います。

今回の資料の2をごらんいただきたいと思います。最終処分場に隣接いたします焼却施設の敷地内に放置された廃棄物につきまして、行政代執行により撤去することにいたしましたところがありますので、御報告を資料2でさし上げたいと思います。

資料の裏面に平面図をつけておりますので、これを使って御説明をさせていただきたいと思っております。ここでは、放置された廃棄物ということですが、3箇所ございます。平面図の真ん中左側に青で色が塗ってありますが、一つは焼却炉の煙突内のばいじんでございます。煙突ということで青色に色をつけた丸いところがあると思いますが、この中にあるばいじんについて溶出試験を実施したところ、鉛及びカドミウムでございますが、これが金属等を含



む産業廃棄物に係る判定基準を超過しているということでございました。したがって、これは特別管理産業廃棄物に相当するレベルであるということでございますので、撤去が必要と判断したということでございます。

二つ目はスクラバー、これは排ガスの洗浄装置ということでございますが、その下にたまっているばいじんでございます。これは図面では今御説明申し上げました煙突の上にスクラバーと書いて、同じく青の色がついておりますが、その部分でございます。

それから三つ目が、先ほどからちょっと議論になっておりました敷地内の地面に放置されているレンガくず等でございます。図面で上の方にオレンジ色で着色されている部分でございます。焼却炉の内壁に使われていたと思われるレンガとかコンクリートの破片が土砂にまみれて放置されているものであります。これら二つの廃棄物については、重金属等の判定基準は満たしておりましたが、土壤環境基準を超えるレベルのダイオキシン類濃度ということで、そこに図の中では赤い色でダイオキシン類、それからレンガくずの方もダイオキシン類で1,900ピコグラム、スクラバーの方はダイオキシン類が2,100ピコグラムが判明しましたので、これらが飛散流出することによりまして周辺の土壤等を汚染するおそれがあるということで、今回撤去することにいたしましたものであります。

それから、後者、有害物質が周辺を汚染していないかどうかということがありまして調査を行ったところでございます。一つは、先ほど専門部会で御説明したとおりですが、レンガくずがある右上のオレンジの、その右側が実際は崖の部分でございます。これは先ほど御説明申し上げましたとおり土壤中にダイオキシン類は土壤環境基準以上のものはなかったということでございますが、焼却炉の敷地内の、焼却炉周辺の土壤をあわせて調査をいたしましたところ、敷地内の1箇所、これは煙突の右下の方の直近でございますけれども、丸のところにあるんですが、そこに土壤汚染対策法で定めます第二溶出量基準を超過する鉛が検出されました。このようなことから、レンガくずのオレンジの部分、それから煙突とスクラバーの周辺の土壤もあわせて撤去することといたしたものでございます。

既に1月25日付けで株式会社グリーンプラネットに対して措置命令を発しておりまして、着手期限である2月1日を経過しても命令が履行されていないことを確認しましたので、現在代執行の手続に入っているところでありまして、速やかに処理を進めて撤去したいというふうに考えております。以上でございます。

犬飼委員長 代執行は大体いつごろ執行して終わるんでしょうか。

事務局 業者の選定がございまして、今のところ明確ではございませんが、今月中には終了

したいと考えております。

犬飼委員長 佐藤委員、いいですか。

佐藤(正)委員 ついでに申し上げますけれども、今日おいでいただいた千葉工大の八尋先生から、この煙突の下のばいじんといいますか、今はばいじんと言われたと思うんですけれども、「これにカドミが入っているんだ、入っているんだ」と言われて、「やってもらいなさい、やってもらいなさい」と言われて1年経っているわけですね。1年以上経っているのかな。先生に先に分析していただいたということです。仙南保健所から機会あるたびに役所の方に諮って「取り除いて、取り除いて」といって今に至ったということなんですね、これは。そういうのはパッパッとやっていただかないとまずいというか、汚染が広がるばかりだろうなというふうに思っております。

犬飼委員長 はいわかりました。御意見として承ります。

あとは何か御質問はありませんか。

鈴木(健)委員 このポリウムは、恐らく15立米というふうなことのようですけれども、しかし基準に合わない焼却炉についても、これはいずれやはり撤去せざるを得ないんじゃないかと。これもやはりしかるべき手続をとって、無害化対策をやって、やっぱり撤去すべき運命にあると。そこはぜひもう既に検討に入っているんじゃないかと思っております。

犬飼委員長 先ほど千葉工大の先生が言われた硫化水素の固定のものについては、これは今から調べることはできるんですか。ボーリングをして、そのサンプルをとっているわけですよね。そして今からいろいろプラスチックだとか、金属類だとか、そういうものを調べたようなんですけれども、また調べるというふうなことを言われていたんですが、その過程で今のようなものを調べるということは可能なんでしょうか。

井上部会長 ボーリングコアとかありますので、ある程度は測れますが。ただ少し時間がたっていますので、正確な量は測れないんですが、概略量を測るというようなことになるかと思えますけれども。

犬飼委員長 それでは概略量を測れるのであれば、測るということを調査会社に指示すればいいわけですね。

井上委員 サンプルは残っている。これも先ほど意見を聞いて、その上で検討しますということなので、どこまでやるかという話は、後で対策としてどうするかということになると思えます。もし測るとすれば、サンプルが残っていればその中で測れますので、サンプルがきちんとあるかどうかというのを確認の上ということになるかと思えます。

八尋 サンプルはもう乾燥しているならば硫化水素の数字はもう全く違う数値しか出てこないと思うんです。ですから、ボーリングやっておられるときに、その場でやるべきだったと思うんです。先日見たときに、そんなに深いところからできるわけはありませんので、何回もやられたらいいんじゃないかと思うんですが。（「私もそう思います」の声あり）

岡委員 実はボーリングをやっているときに、ボーリングの余分な泥をもらって行って、八尋先生から聞いていたから、固定化されている硫化水素について出るか、出ないかということをやってきたんですけれども、硫酸を入れてね。やっぱり出たんですよ。それを同じサンプルを2週間とっておいてやったら出なくなりました。だから、恐らくこの前のボーリングのコアの中からは出てこないんじゃないかと思います。だから、改めてボーリングを何箇所かやって調べるという方法がより確実だと思います。その方がいいと思います。簡易式のボーリングでもいいと思うんです。私はそれをやりました。

井上部会長 先ほど先生おっしゃいましたように、乾燥してしまうという条件があるんです。どういう状態で保存されているかというのがあるんですけれども、そういうことと、もう1点は、硫化水素の発生量を我々は今いろいろ調べたり、内部に硫酸イオンがどれくらい入っているかというようなことと、それから有機物量がどのくらいあるかといったようなものの評価をして、それを総合した上で評価をしたいと考えていますので、今すぐ、先ほど言いましたように、先生がおっしゃっていたような方法をそのままやるかどうかということについては、あの場で決めたわけではございませんので、少し検討させてくださいと言ったんです。

犬飼委員長 そういうことで専門部会で少し検討してみてください。これは簡単に調査、もう既にある資料の中から調査なり検出なりできるのであればお願いするところなんですけれども、時間的にもう非常に差し迫っているというふうなことです。そういうことも考えて、ちょっとここでは全体会としてどうこうということはないで、専門部会の方で議論をいただきたいと思います。

井上部会長 専門部会として答えられるかどうかというのは、今日専門部会が終わって、今後に関くチャンスがそうないので、皆さんに御意見を聞いて、その上で部会長に判断をさせてください。もちろん皆さんの方にはお伝えしますので、ということでお願いしたいと思います。

犬飼委員長 あとは報告等の中でないですか。

佐藤（正）委員 先ほど半分までお話ししたんですが、資料4-3の21ページ、そこを読んでいてまた、覆土は全然評価できないというふうに言ったのが、井上部会長の報告にちょっとだけ引用されましたけれども、実は平成12年だと思うんですけれども、役所の人たちが1週間ぐら

い夜寝ないで悪臭検査をしました。終わりになりかかって悪臭ゼロ、1~2くらいの結果で終わりそうになったときなんです、実はそのとき、二中から悪臭5だ、耐えられないというふうな報告書が我々のところに来ています。それで、これは何なんだというふうにそのときは思ったんですが、そのことは役所の方にも伝えてあります。

経路、上を通ってくるのか、下を通ってくるのか、ここにも書いてありますけれども、わからないよというふうな、(4)ですか。あるいは処分場以外の発生源を想定しなければならないのか、原因は特定できないということなんです、多分気温が上がっているとかで頭の上を行ってしまって、中学校に降り注ぐとか、そういうふうなことなのかなと、そのときはそういうふうに思ったんですけれども、一概には保健所の職員たち、県の廃棄物対策課の職員たちの頭を抜いてガスは中学校まで行ったわけですね。それで中学校は臭気強度5だというふうな報告をよこしたわけです。それが、終わりの二、三日ずっとそうだったんですよ。それで、皆さんの頭を出し抜かれたんだよなというふうな言い方をしたんですが、そのときの報告書は出しているんだけど、だれも読んでおられない。もう一回出せと言われれば出すんですけれども、そういうふうにつかまえないよ。つかまえられませんね、これは。今までずっといてもそうだった。頭の上を出し抜くよ。そういうことなので、もう一回その辺きちっとした調査をすべきだろうというふうに思っております。

犬飼委員長 佐藤委員の今の御意見をお伺いしておきます。中間報告ということですので、最終報告までに今のような意見が入れられるのであれば、入れていただきたいと思います。

それから資料8というのは、これは水質等調査結果についてということで、事務局の方から今日資料を出されて説明を受けましたが、これはどこで検査したんですか。

事務局 これは私どもの附属機関でございます保健環境センターで実施したものをこのとおりまとめたものでございます。

犬飼委員長 これの結果だと、水質というのは処分場の中の水ですね。これは環境基準なりを超えているものはないと、こういうことになるんですか。

事務局 幾つかの表に分けて記載してございますが、いずれも環境基準を超えたものはなかったという結果でございます。

事務局 事務局から1点よろしいでしょうか。先ほどの硫化物の問題でございますが、前回実施しましたボーリング調査で実は分析を行っております。それはもう既に報告しております。ですから、それを今回部会で御議論いただくときに御参考にさせていただければと思っております。

井上部会長 それはどういうことなんですか。

事務局 いわゆるボーリングの深さの問題がございまして、単純に今回と前回とを比較しているのかどうかという問題はございますけれども。

井上部会長 今の話では、全硫化物の件ではないですか。

事務局 全硫化物でございますね。

井上部会長 データはこの中で出てきているんですか。

事務局 この中でといいますか、今日はお出ししておりませんけれども、前の委員会の席で。

井上部会長 それは。私の問題で、私が覚えていないのはちょっとよくないですよねね。

事務局 そういうことではなくて、測るようという指示を受けて測ったということではなくて、ボーリングをやったときに全硫化物についての分析をやっていたということでございます。ですから、それを御参考にしていただければと考えているんです。

井上部会長 だったら、それはちゃんと出しておいてください。そういうようなことを言われるんですよ、先ほどのようなことで。データが出ているんだったら、こういうデータも出しましたということをきちんと出していただかないと、後でまた不信感も絡むんですよ。

事務局 既に報告していたという前提で考えていたものですから、申しわけございませんでした。

犬飼委員長 専門部会の報告についての御意見は以上でいいですか。

### (3) その他

犬飼委員長 それでは、その他に入ります。

まず、最初に中間報告ということで終わっている部分がありますので、これがいつ最終的な報告がなされるのか、事務局の方からお伺いいたします。

事務局 事務局といたしましては、調査後の中間報告につきましては大体2月中にはすべて終わる予定でございますので、あと角田先生のものも2月中にはまとめて、基本的には3月の頭には最終的なものとしてお出しできるような形にまとめられるように手続を進めていきたいとは思っております。

犬飼委員長 それで、今後の専門部会あるいは全体会の日程だとかはどういうふうに考えておられるんですか。

事務局 ただいま報告関係を2月中にはすべて取りまとめる形で作業を進めたいと思いますので、次回につきましては3月になりましたら委員の皆様方の日程調整をちょっととらせていた

だいて、できれば3月に事務局としては2回ぐらい時間を確保させていただいて、御議論、御検討をいただきたいと考えております。

それで、今ちょっと日程表をお渡しを申し上げて、できれば3月の日程の中で委員の皆様の御都合のよい日にちについては今日お出しただけの方についてはお出しただいて、今日は無理でありましたらば、後ほどファクスでも送っていただきまして、3月中に次回の専門部会と、それから全体の委員会を、今のところは2回ぐらいはとらせていただければなというふうに考えております。

犬飼委員長 遅くとも今日配られたファクシミリ送信票は月曜日には県の方に返信するようにお願いいたします。

それで、2回というのは、これは全体会が2回ですか。専門部会はどういうふうな考えですか。事務局 事務局としては今のところ、専門部会とそれから全体会と、可能な限り開催できるように両方とも2回ということで考えております。それは議事の進行ぐあいが変わるかなと思っておりますが、事務局としては最も安全ということで回数を多くということで両方とも2回と考えております。できれば同じ日かなと思っているわけです。

犬飼委員長 日程は以上のようなようです。

岡委員 議事進行について。

専門委員会、専門部会の方からも報告あったんですけども、この本委員会で論議すべきやつがかなり中に入っているんですが、これからやるんですか。例えば量の問題であるとか、いろいろ臭気の問題とかありますけれども、私はこの本会議の方でいいのかなと思っていたんですけども。

犬飼委員長 それは先ほど言ってもらいたかったんですけども、先ほどの機会に発言があれば発言してもらおうと思ったんですけども、ちょっと待ってください。時間があれば発言をしてもらいますけれども。

この委員会としては、対策についていろいろ議論したり、提案をしたりしなければならないと思うんです。それで、これをどういうふうにしたらいいのかと考えてみてもなかなか難しい問題があるんですけども、だれがどういう形で出すか。各人が出すのか、あるいは専門部会でどこまでそこを考えておられるのか。対策についてもある程度言及されるのか、あるいは単にというか、現在の評価をしてもらっているわけですけども、評価と危険性、リスク評価というんでしょうか、どれくらい危険であるかということぐらいまでの報告で、対策については、これは本委員会でやるということになるのか、その辺はどういうふうに進めたらいいかと思う

んですが。

阿部委員。

阿部委員 阿部です。当然、対策はこの本委員会でやるべき問題だろうと考えております。そのときに、各委員が意見を出し合うべきだと思うのですが、多分次回以降その対策の本格的な議論になっていくと思うんですけれども、まず対策については応急の部分と恒久の部分ときちりわけて議論する必要があると思います。

応急の部分に関しては、覆土の効果ということが専門部会でも話されていましたが、果たして応急処置として今の覆土でいいのか、または覆土という方法でいいのかというものを決定した上で、まず応急措置として何をやるかというものを明確に結論づけると。その上で恒久対策としては、今回、これはまだ確定ではありませんけれども、角田先生からの健康調査の結果がありましたし、あとはやっぱり許可容量の3倍もの量が入っていたという事実、これは明らかなわけですから、当然撤去を前提にした抜本策しかないんだろうというふうに、これは私個人の意見としては考えています。

その場合に、では、どういう方法かという、特定産廃特措法が使えないのか。これは当然使えるんだろうと私は思うんですけれども、特定産廃特措法の検討を避けては通れないだろうというのが一つ。

あとは、改正廃棄物処理法が一番のメインである排出者責任をどこまで特定できるのか、この議論も避けては通れないだろうというふうに思っています。そのためには、マニフェストをどこまで押さえているのか。その辺、マニフェストの調査をしてどこまで排出事業者を特定できるのか。これも真剣に議論しないといけない段階に来ているんだろうというふうに思っております。私の今の意見は、応急措置と恒久措置は分けて考えましょうと。恒久措置については、私個人としては撤去しかないというふうに思っています。その上で、撤去をするために特措法という方法があるんじゃないか、あとは排出者責任で費用負担を求めるということを当然考えていいだろうというふうに思いますので、これは私の意見として述べさせていただきます。

犬飼委員長 専門部会として、あと1回か2回ぐらいしかないわけですがけれども、いろいろな調査報告をまとめて、問題点をまとめて親会に報告をしてもらおうと。そのときに、対策だとか、あるいは危険リスク評価だとか、そういうところまで踏み込んでもらえるのかどうか、どういうふうにお考えなのかをお聞かせください。

井上部会長 今、阿部委員がおっしゃっていた全体の流れとしては、私も同じような考え方でいいかと考えております。応急・恒久対策というのをきちりと分けてそれをどうやるかとい

うことについては、それは分けておかなければいけない。そのあたりのことは専門部会でどういうふうにするかということは、専門部会で応急対策、恒久対策をどういうふうにして項目を分けてあげるといようなことはやらせていただきたいと思います。

その他のことについてはちょっとここでは、阿部委員がおっしゃったことはちょっと置きまして、じゃ専門部会で何をどういうふうにしてやるかという点ですが、一つ一つの対策をどれをとればいいのかという話は、正直言いまして私どもが直接できるような話ではございません。そういうことから、どういう対策があるか。項目があって、それがどういう工法で、多分概略の費用とかいろいろなこと出てくるし、期間がどのくらいかかるかとか、そういうことを含めまして、そのあたりは恐らくこういうことを専門としている建設、あるいはコンサルを含めたところがありますので、そういうところに案を出していただくといようなことになるかと思いますが、それをどういうふうにするかは、事務局に今日御相談をさせていただければというふうには考えております。

そういう対策につきまして、その対策の特徴を専門部会の中で議論をしまして、どんなものが、先ほどの話では、場合によっては専門部会でどういう対策をとるかという議論を、結論を出すということは、それは多分できないかと思いますが、専門部会としてはどういう意見がどの程度出るかという議論を重ねて特徴をまとめて、専門部会ではこうでしたといような形で恐らくまとめさせていただくことになるだろうと思いますけれども、今のところはそういうふうにして、専門部会で一応全体の対策、恒久対策と緊急対策の項目を挙げてどうするかというのをまとめさせていただきます。

ただし、その中で、先ほど言いましたリスクがどうだこうだという話は、リスクの問題になってきますと、先ほどの微量曝露汚染等を含めまして、具体的なリスクがどのくらいあるかという結論は、恐らく専門部会の中では答えることはできないだろうと考えられます。

考えられることは、現状のままの問題ではこうですよ、こういったリスクが考えられる、それからこんな対策をすると、こういうふうになる。それは恐らく大小、丸とか三角とか、そういった形のものでしか、多分評価はできないだろうと思いますが、そういう形で全体の対策に対して、こんなリスクが、イメージリスクみたいな感じになりますけれども、考えられる。それに対して、費用の方は多分地元あるいは専門の会社の方からのものが出てくると思うので、そういうものを総合的に議論をして、その上で本委員会に上げるといような形になるかと思いますが、以上です。

犬飼委員長 今のような意見というかは、それは次回の全体会議には出せませんよね。



井上部会長 次回は、恐らく全体の有害物質等のものが出てきます。それで内部にどんな分布があるかというのがはっきりして、その上で基本的に有害、現行の法律上での判定ができるでしょうというふうに思われます。現行法上の判定で、例えば特管物が入ってくるということになれば、これは論外のことになりますので、その部分の特定とかいろいろなことになってきますが、そこは今ここでこうあればという判定ではなくて、今言えるのは次回でそういった有害物分布の状況が出まして、それを評価して、その上で対策をどうするかということになると思うんです。

ただし、事務局の方で有害物質等の問題が出てきて、その上で既にそれに合わせた対策案が出せるということであれば、その時点で事務局からそういった具体的対策の案というのを出しただけだと思います。非常に難しいですけれども。

大橋 委員の任期があと2か月足らず、50日ぐらいですか、これをはっきり認識した上で今の御議論をされているのかどうか。物理的に専門部会の今日の報告、先ほど来の事務局からの補足等を考えますと、専門部会でこれでよかろうと、本委員会に報告しようと言えただけでもまだ数か月かかるのが常識じゃないかなというふうに思うんです。

例えば典型的な今日ありました、どこかの観測機関の方が今まだ自分らで使いこなせていない器具を置いてあって、それをなかなかうまく使えないんだという説明を延々とやられるような、こういう状況が50日前になってまだ行われているという以上は、私はこれは権威ある委員会として全国に、「ああ、宮城県じゃ随分いろいろ困ったけれども、これだけのことを締めくくりのところでやっているよ」と言えるような委員会に到底なり得ないと思うんです。だから、2か月というこの期限は、どういうふうに考えて委員会として受けとめられるのでしょうか。延長を求めるのか、もう何でもかんでも50日以内に報告と言えだけのものを答申するのかとか、そこら辺を、もうここまで来たら議論しておいた上で方法論を考えないと、どうもおかしなことになるんじゃないかなというふうに思います。

犬飼委員長 基本的には3月いっぱいでは何とか意見を出したいというふうに思っています。

井上部会長 今の傍聴者の御意見は少し気になりますから、発言をさせてほしいんですけれども、我々が今進めている問題の重要な点をきちっと把握をした上で言う必要があると思いましたがあえて言わせていただきますけれども、今のモニタリングの問題というのは、生活環境上で非常に大きな問題としてとらえなければいけないという理由では、確かにそうだと思います。

ただ、我々が今一番大きな問題としている点は、埋立処分場の内部の状況を明らかにして、

その中の有害物質がどう入っているか、反応状況がどうなっているのかというのを明らかにして、その上で、対策をどうとるかということが大きな課題になっているわけです。そういう点から見れば、今我々が専門部会から出している線上を今度出てくる結果から見て、それほど言われるほどの結果を出していないと、そう言われるようなオーソライズされた権威がある委員会ではないと言われるようなことを、言われるということは私はないと思うんですね。きちんと我々がやっているということを評価した上で、専門委員会はこのことをやってきているんだということをちゃんと見た上で言っていたかかないと、それは困ると思うんです。それは、私はここで断固として部会の委員長として言わせていただきたいと思います。

犬飼委員長 時間が時間ですので、まず極力3月2回やるということですので、2回可能な時間をとって対策について合意がとれるような議論をしたいというふうに思います。そういう意味では、そういう前提を置いて専門部会の方にも議論をしていただきたいと思いますし、次の全体会では今日、阿部委員が議論を提案されましたけれども、それぞれ対策について、御意見があれば忌憚のないところをお話ししていただきたいと思います。次回はそういうふうなことで議論をすると。どういう議論が出るのか、ちょっと予想もつかないところがありますので、議論をするというふうにしたいと思います。

それからもう一つ、先ほど阿部委員からも言われたいろいろ法律の問題の適用だとかありますので、ほかの不法産廃を含めたところでどのようなことをやっているのか。あるいは、さらに、特に今有名なのが青森・岩手県境の不法産廃事件だと思うわけですが、あれは全部撤去するというふうなことで、費用もそれぞれ国も負担するということのように思いますが、その適用は考えられないのかというふうなことだったと、阿部委員の発言は思いますけれども、その実態というのは制度だけではなくて、制度というのは本件に適用になるのかどうかといったような問題だとか、あと青森・岩手の産業廃棄の実態といったようなものをわかりやすくまとめてもらいたい。まとめたのが正確かどうかという意味では、資料はきちっと整えておいてもらいたいと思いますけれども、余り膨大な資料をポンと出されてもなかなか難しいので、手短かにまとめてほしいと思います。

それから先ほど大橋さんが言われた、どこですか、何か手帳をもらおうと医療費がただになるような、そういうのも出ているというんですが、その制度だとか、あるいは実態、やっぱり私は不法かどうかわかりませんが、その事例は。産廃の実態、廃棄されているものの実態だとか、周りに与えている影響の実態だとか、そういうものもちょっとわかるような資料を出していただきたいと思います。それらをもとにして議論していきたいと思います。

あと1人ずつ、佐藤さんと岡さんと阿部さんですか。

佐藤（正）委員 専門家委員会がイニシアチブをとるのか、この委員会がイニシアチブをとるのかということでお話しになっていましたけれども、我々専門家部会というか、そっちに行くとおブザーの方というような呼ばれ方をされまして、発言内容も一段も二段も低く扱われてしまうということがございます。これは非常に困ったことございまして、大橋先生も八尋先生もオブザーの方というふうな言い方をされるわけですね。

本当は中心になるべきは、住民が何困っているんだということだと思っんです。だから、そういう意味ではこの会の方が専門家委員会というか、そちらの方に「このことを先生たち考えてくださいいっちゃ」というふうな言い方をしていくのが当たり前じゃないかと、最初はそうだったんですよ。犬飼委員長、そうだったんですよ。専門家部会をつくるときに、そういうふうなげたを預けて井上部会長にお願いしたということなんで、元に戻してほしい。

それから、国とどういうふうな話し合いをしているのかということも、もはや教えていただきたい。事務局から、厚生省にこういうふうに行った、環境省にこういうふうに行って何ぼお金けられるんだか、けられないんだかというような話をしているだとか、していないのか。どういうふうな返事が来ているのかということは今後教えてください。それから、この会を現地で一回やったんですね。知事が来て、それで最後はやっぱり現地でやっていただかないと、これはちょっとまずいんだろうと。

それでもう一言だけいえば、専門家委員会の先生たち、どうぞ雨が降って冠水したときに、胴長を履いて現地にやってきました。そこでお話ししてくださいというのが我々の本当の詰まるところの話なんですよ。

先ほど聞いていましたら、どなたか、泡が吹いているよというふうな、ガスが水面から泡吹いているよというふうな言い方をなさいましたけれども、泡吹いているんでないんですよ。ポコポコと出ているわけございまして、それは冠水したときにしか見えない。ぜひ現地でやっていただいて、胴長を履いてやってきましたいただきたいというふうに思っております。

犬飼委員長 解決案について専門部会がイニシアチブをとるというふうなことを、私は言ったつもりはなくて、たたき台としての案を出してもらえるのかどうかということをお願いしたので、いろいろな案は各委員が自由に出していただきたいと思っんです。

岡委員 岡です。

いわゆる検討委員会の中で論議できるのがあると思っんですけれども、とにかく今の時点に立って地元の住民というのは、毎日低濃度であるけれども、ガスにさらされてるんですね。ひ

どい状態にあるということが現実なんです。しかも、見通しがないということで、1人抜け、2人抜け、歯が抜けるようになっていってしまうんですね。あそこから移転して、別のところに家を建てるとか、アパートを借りてとか、出ていく傾向が最近出ているんです。そういう状況だから、ただ単に長く延ばすということだけでは済まされないと思うんです。

違法に埋め立てられた地域が2万平米、それから量が70万立方、これだけははっきりしているわけです。ですから、やっぱりこれはもうすぐに撤去するとか、そういう形でやってもらうべきだと思うんです。これはもうはっきりしているの、それを出してもらうということで、私たちは実は32万2,000から35万になる段階では、県に対してかなりしつこく違法投棄だと。もうこれ以上入れたらさらに大きくなるということで言ったにもかかわらず10%を許可して、さらにいっぱい埋めさせたという責任も県の方にあるし、その前の段階でも不法に投棄されているんじゃないかということで、かなり出先の人たちには言っているわけですが、いわゆる5%ぐらいオーバーしてもいいんだとか、そこはどこまで埋めてもいいんだとか、そういうことで私たちはごまかされ続けてきたんだよね。

結果的には3倍も入ったんですよ。ですから、これは明らかに業者の責任もあるけれども、県の責任もあるわけだからね。直ちにまず撤去するというのでやっていただきたい。これははっきりしていますので、決められることだと思いますけれども、私はそういう意見です。

阿部委員 期日の要望なんです、いつもファクスで送信してから、決まれば2週間、3週間かかるんです。そうすると、もう手帳に入って結局出席できなかったということもありますので、早く決めてください。多分、犬飼委員長も私と同じようなスケジュールが入ってしまうと思いますので、スケジュールを出したらすぐ決めてください。もうこっちは手帳に入れてしまいますので、出しますのでもよろしくお願いいたします。

鈴木（健）委員 現地というか、住民は現状の総合対策委員会の中身等について、大変今関心を持っているんですよ。したがって、報告集会をぜひ私たちは地元でしたいというふうに思っておりますので、そのときにはぜひ県の方からも来ていただいて説明をお願いしたいというふうに思います。以上です。

岡委員 すみません、もう一つだけお願いします。

排水の問題ですけれども、県の方だと思うんです。現在井戸からくみ上げて浄化槽のところにかけていますけれども、あれは大体きれいになって余り害が出ないというように県で言い方をしていますけれども、あれは2箇所本当はあるんだね。1箇所はもう全然機能を果たしていないでしょう。果たしていない方の側溝に沿ってずっと、いわゆる浸出水がどんどん出てきてい

ますよ。ですから、あそこの部分は全部掘り返して、もう一回あそこの浸出水を集めて上にあげるという方法をぜひ早急にとっていただきたい。ずっと浸出水にかなり最近ひどくなってきましたからね。恐らくこれからもっとひどくなるんじゃないかと思うので、少し掘り返せば暗渠になっていますから、もう一回やり直すという方法もあると思うんです。これをやっていただきたいと思います。以上です。

犬飼委員長 どうもありがとうございました。

司会 委員の皆様、大変ありがとうございました。

以上をもちまして総合対策検討委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。